

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年4月26日に実施した環境保全部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年5月26日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成17年5月24日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

環境対策課の各事業の支出に関する事務の改善措置として、旅費の支出に関する算定誤りにつきましては、旅費定額表の更新が適正になされなかったことが原因のひとつでありますので、旅費の算定基準資料の市内旅費定額表、市内区域表、市外旅費定額表、市外出張区域表の改正時には、財務取扱職員及び財務取扱補助職員の両名により旅費の算定基準資料を更新するとともに課職員にグループウェアにおいて周知することとしました。

また、旅費支給事務の執行にあたっては、庶務事務を所掌するチームを担当する主幹が旅費の算定の適合を算定基準資料及び出張命令簿等により再確認することとしました。

次に、公園課の土木使用料の徴収に関する事務の改善措置として、都市公園の占用許可及びこれに係る使用料の徴収事務につきましては、進捗管理の徹底を図るため、令達簿に確認欄を設け、占用許可期間満了に伴う完了届の提出及び現場確認の状況を管理チーム全体で把握できるよう改善を図るとともに、使用料の納付状況の確認については、事務担当者と財務担当者の2名で行うよう確認体制を強化し、納付が遅滞している場合は、速やかに督促状を発付し、使用料の納付を促すとともに、延滞金についても徴収を行います。

また、市営霊園管理料の延滞金の徴収対策につきましては、平成17年度から市内全ての公金取扱い金融機関で霊園管理料に係る延滞金の徴収について協力をいただくよう改善するとともに、全ての未納者に対して延滞金の納付書を送付することといたしました。また、平成17年度に行う霊園管理システムの開発を進める中で、延滞金の管理を含め霊園管理料の適正管理の強化を図ります。

次に、公園等維持補修費の支出に関する事務につきましては、現場対応の担当者が行っていた予算執行手続について財務担当者が行うよう事務処理体制を見直すとともに、公園台帳システムを活用し財務担当者も現場業務の進行を確認するようチェック体制の強化を図ることとい

たしました。また、修繕要望等の通報を受けてから、現場確認、業務発注、完成検査に至る一連の事務処理マニュアルを作成し、職員全員に研修を行い、適正な事務手続の徹底を図りました。

(参考)

環境保全部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成17年4月26日

2 監査の結果

環境対策課の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成16年4月改正前の市内旅費定額表を使用したことによる算定誤り、その他不適切な事例が多数見られたので、同様の誤りを防止するための必要な措置を講じ、適正に執行されたい。

公園課の土木使用料の徴収に関する事務を調査したところ、都市公園の占用許可に係る使用料では、納入が遅延した際に相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定に基づく督促状を発して督促をしなかったため、延滞金徴収が不可能となった事例が見受けられた。

当該事例では、6箇月の占用許可申請に対し、追加申請による更新を前提とした3箇月間の占用許可を行っているが、追加申請の有無の把握を怠るとともに、現場確認を行わなかったため、残り3箇月間の占用事実が確認されていない。

これらの事務処理は、極めて不適切なものである。事務処理体制を見直し、再発防止を図るとともに、都市公園の占用等の使用料に係る債権管理の徹底を図られたい。

また、市営霊園管理料では、延滞金が発生しているにもかかわらず、延滞金の徴収をしていない事例が散見された。管理料の未納解消はもとより、延滞金未納者に対する厳正な徴収対策を執られたい。

また、公園等維持補修費の支出に関する事務を調査したところ、施設修繕料の支出において、支出負担行為決議前に修繕を執行している不適切な事例が散見されたので、事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務執行が行われるよう改善されたい。